

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和8年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和8年6月15日（月） 開会：午前9時58分、 閉会：午前10時35分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第53号 筑西市暴力団排除条例の一部改正について

議案第56号 令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算

議案第57号 令和8年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	鈴木 一樹君		
委員	水井 信雄君	委員	國府田和弘君	委員	石嶋 巖君
委員	水柿 美幸君	委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 中島 国人君

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、条例議案1案及び補正予算議案2案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条による委員間討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、総務部です。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第56号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

人事課から説明を願います。

山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） 議案第56号のうち、総務部所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節2雑入（総務）、説明欄7、派遣職員負担金に847万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、令和8年度から実施している茨城県との対等人事交流において、本市から茨城県へ派遣する職員の人件費相当額を県から収入するものでございます。

続きまして、9ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、対等人事交流負担金に884万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、令和8年度から実施している茨城県との対等人事交流において、茨城県から本市に派遣される職員の人件費相当額を支出するものでございます。令和8年度当初予算編成時においては、県との対等人事交流の対象となる職員が確定しておりませんでしたので、今回の補正予算において歳入歳出ともに人件費確定額について増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。これ人数は何人分になるか伺います。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） ご答弁申し上げます。

本年度は1名になります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） どの部署からどの部署に行かれるのか、それをお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 山川人事課長。

○人事課長（山川 岳君） お答えいたします。

職員は、総務部付から筑西県税事務所収税第一課でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

質疑を終結いたします。

以上で総務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔総務部退室。政策企画部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、政策企画部所管の審査に入ります。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、政策企画部所管の補正予算について審査を願います。

政策企画課から説明を願います。

千葉政策企画課長。

○政策企画課長（千葉卓也君） 議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、政策企画部政策企画課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

当該議案書の8ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金7,837万6,000円のうち、説明欄26、合併振興基金繰入金について205万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは議案書12ページ、3、歳出、款9消防費、項1消防費、目5災害対策費、説明欄、避難所機能強化事業につきまして、次の13ページ、特定財源といたしまして、歳入と同額の合併振興基金繰入金205万1,000円を充当する起債に対応するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で政策企画部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔政策企画部退室。財務部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） 議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

7ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。3段目になります。款の15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節18、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億7,588万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、物価高騰対応重点支援地方創生事業として実施するプレミアム付商品券発行事業の財源とするものでございます。当該事業につきましては、あさつての経済土木常任委員会にて事業所管課からの詳細な説明によりご審議いただくこととなりますことから、ここでの説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

続きまして、8ページを御覧願います。最上段になります。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のため、7,632万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9ページを御覧願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費24万9,000円の増額は、法人及び団体からの指定寄附金を福祉事業基金に積立しようとするものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第57号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第57号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節18、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,165万円の増額は、今般の国の補正予算により当該交付金の追加交付があったことを受け補正するもので、当該交付金を活用し、現在物価高騰対策事業として実施している4月から6月までの水道料金の3か月分の減免を2か月延長し、8月までとするものでございます。当該事業につきましては、あさつての経済土木常任委員会にて、事業所管課からの詳細な説明によりご審議いただくこととなりますことから、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のため、2,914万円の増額をお願いするものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第57号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決をいたします。

議案第57号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第53号「筑西市暴力団排除条例の一部改正について」審査を願います。

市民安全課から説明を願います。

川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） 議案第53号「筑西市暴力団排除条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、筑西警察及び関係機関からの要望を踏まえ、主催者または運営者が祭礼等の行事運営に暴力団等を関与させないことなどを明文化することで、下館祇園まつりなど祭礼等行事のさらなる健全化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容についてご説明いたします。見出しを「祭礼等における措置」とした条文を1条を追加するもので、第1項では、主催者等が祭礼等に暴力団を関与させないための措置について、第2項では、第1項の規定を補完するため、警察への協力要請についてそれぞれ規定するものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例の施行日は令和8年7月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ご説明ありがとうございました。筑西警察と関係機関というご説明ありましたが、これに関して市民の声なんかはどうか伺います。

○委員長（中座敏和君） 川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） 石嶋委員のご質疑にお答えいたします。

市民の声ということは、まだこちらちょっと伺っておりませんが、祭礼等の健全化が図れるので、市民等にとってはプラスになるのかなと感じております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。この条文の中で、暴力団員等を関与させない等の必要な措置とありますが、この必要な措置についてどのようなことをやっていくのか。例えば前回議案質疑の中でも、担ぎ手の名簿を提出するというようなお話がありましたが、露天商とかについてもそういう名簿を提出するのか。そして、その名簿を提出した後、どういうふうな流れで、疑わしい人がいたとか何か、そういうのを警察に照合して、それで許可を出すとか、そういう流れなんていうのもちょっと今分かっていらっしゃったらお願いします。

○委員長（中座敏和君） 川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） 水柿委員のご質疑にお答えいたします。

先日の議案質疑のほうで産業経済部のほうからもお答えいただいたかと思うのですが、主に名簿なんかを提出いただいて、実際誰が暴力団かという判断は多分主催者が判断できない部分があるかと思うので、不明な点があれば、すぐに警察に協力を要請できるという点で、今回この条例改正に至りました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） そうしますと、その不明な点というのが誰が判断するのかというのも、その主催者はちょっと分からないかもしれないし、そのこのところを強くやっている新潟県なんかは、その名簿を提出して、県の、県というか、警察で調査依頼をかけて、それから許可を出すというような流れでやっているところもあるみたいなので、そのほうが確実、時間はかかるような感じですが、本当に排除していくというのがあれば、そういう流れも、警察に事前に調査依頼をかけるということも必要なことではないかなと思ったので、入っているかどうかを確認したかったことと、あとはやっぱり実際には一般人の名前をかたって名簿が提出されてしまった場合なんていうのは、どういう措置があるのかをお伺いします。

○委員長（中座敏和君） 川崎市民安全課長。

○市民安全課長（川崎智史君） お答えいたします。

名義貸し等に関しては、警察なんかにも、当然その祭りが始まれば、例えば巡回してもらったり、実際に祭りに来てもらうなどした場合に、警察のほうでも暴力団に関しては把握していますので、その辺で注意ができるのかなという気がします。

あくまでも当初名簿を出したときに、それが入っていれば当然防げるわけですが、実際入っていないか入っているか分からないですが、そのときに対応できない場合は、実際今度祭りのときにも、また対応は可能なかなと思われます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。3回目。

○委員（水柿美幸君） 3回目。であるならば、何かその調査というのを事前に名簿の確認なり、何かそこが警察の目が入るほうがいいのかなんて思いましたので、そういうほうも検討していただければありがたいなと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 答弁はいいですか。

市塚市民環境部長。

○市民環境部長（市塚文夫君） 私のほうから市民安全という立場で、暴力団排除条例、所管しているのは市民安全課ではあるのですが、今回の要望書は警察から一旦産業経済部のほうに出まして、当然祇園まつり等については、令和7年度においても行って警察と連携をしているところではあると伺っております。当然うちのほうで行って定めるのですが、この内容的には警察と連携しないと難しい案件でもありますし、それぞれの主催者だったり、実行委員会の場合も所管課のほうで警察と連携を取って、密にこの条例を遵守してもらうように、うちのほうでも呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第53号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決をいたします。

議案第53号「筑西市暴力団排除条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

市民課から説明を願います。

岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） 議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、市民課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、7ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細、2、歳入でございます。上から2段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄2、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金に48万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次の段、項4交付金、目3民生費交付金、節1社会福祉費交付金、説明欄3、国民年金システム改修交付金に66万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、9ページを御覧願います。3、歳出でございます。一番下の段、款2総務費、項3目1戸籍住民基本台帳費、説明欄、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業に48万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、法改正によるマイナンバーカードと在留カード等の一体化に伴い、カード情報処理に係るシステムの変更が必要なことから、システム改修を行うものでございます。なお、費用につきましては、歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金により、国から全額措置されるものでございます。

次に、10ページ、2段目を御覧願います。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民年金費、説明欄、住民情報システム国民年金改修経費に66万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、法改正によ

り自営業やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者については、子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される仕組みが創設されたことから、これに対応するためのシステム改修費でございます。なお、費用につきましては、歳入でご説明いたしました国民年金システム改修交付金により、国から全額措置されるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 税番号制度個人番号カード交付事業なのですが、これ増額になっていますけれども、これ対象の市民の人数はどのぐらい人数いらっしゃるか伺います。

○委員長（中座敏和君） 岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） 石嶋委員の質疑にお答えいたします。

対象となりますのは、外国人のうち、中長期在留者と言われる在留カードもしくは特別永住者といったものを所有する方となりますので、全部で4,928人となります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そうしますと、在留している外国人のほぼ全員というふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 岩渕市民課長。

○市民課長（岩渕規子君） お答えいたします。

在留している外国人の中でも、中長期在留者と言われる在留カードであったり、特別永住者と言われる資格をお持ちの方のみとなります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、消防防災課です。

当委員会から依頼いたしました避難所機能強化事業において備品購入を予定している移動可能なユニットトイレについて、資料を提出していただいております。

それでは、説明願います。

市村消防防災課長。

○消防防災課長（市村 治君） 議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、4ページを御覧願います。第2表、地方債補正（変更）でございます。消防施設整備事業（ポンプ車）に係る地方債の限度額を2,560万円から3,420万円に増額をお願いするものでございます。これは、今年度の消防ポンプ車の購入に当たり、当初防災対策事業債の活用を見込んでおりましたが、より有利な起債である緊急防災・減災事業債を活用できることが判明したことから、その活用を図るため、限度額の

増額をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から3段目、款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節20地域未来交付金、説明欄1、地域未来交付金に149万3,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、8ページを御覧願います。一番下の段、款22項1市債、目9節1消防債、説明欄5、消防施設整備事業債（ポンプ車）に860万円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほど地方債補正でご説明いたしました消防ポンプ車購入の際の特定財源に充当するものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。3、歳出でございます。一番下の段、款9項1消防費、目3消防施設費、説明欄、消防ポンプ車等整備事業は、先ほどの起債の増額に伴う財源内訳の変更でございます。

続きまして、その下、目5災害対策費、説明欄、避難所機能強化事業は、防災用ユニットトイレを購入し、設置を進めるための費用として559万5,000円の増額をお願いするものでございます。

ここで、事前にご提出いたしました防災用ユニットトイレに関する資料により詳細をご説明させていただきたいと存じますので、そちらの資料を御覧願います。よろしいでしょうか。

資料の2ページを御覧ください。初めに、(1)事業の目的でございますが、大規模災害時に備え、移設可能な可搬式のユニットトイレを購入し、避難所機能強化を図るとともに、平常時においてはJR川島駅前に公衆用トイレとして設置し、併せて近隣住民等の利便性向上を図るものでございます。

次に、(2)財源等でございます。資料に記載のとおりでございますが、川島駅前に設置するための工事費につきましては、設計完了後に改めて補正計上させていただく予定としてございます。

次に、(3)設置予定地につきましては、恐れ入りますが、資料の5ページを御覧願います。設置予定箇所は、こちら地図に示した川島駅南側の筑西・下妻広域連携バス停留所付近の市有地を計画しております。

恐れ入ります。もう1度資料の2ページにお戻り願います。資料の一番下の(4)事業スケジュールといたしましては、本議会で議案を可決いただけたら、その後、設計業務を委託発注し、併せてユニットトイレ調達の準備を進める予定としております。

1ページに参ります。その後、12月議会にて設置工事に係る補正予算を計上させていただき、設置工事の着工を来年の2月、工事の完了を3月と予定しております。

次に、(5)ユニットトイレの仕様でございますが、構造は軽量鉄骨造り、延べ床面積は10平方メートル、便数につきましては、男性用として大便器1つと小便器1つ、女性用として大便器1つを備え付ける計画としております。

最後に、2の運用についてでございますが、こちらは通常時の利用者や維持管理、さらに災害時の運用方針や移設候補地等を記載のとおり想定してございますけれども、あくまでも現在案の段階でございますので、今後さらに詳細を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ご説明ありがとうございます。消防自動車、ポンプ車なのですが、これ台数を伺うのと、このユニットトイレのほうなのですが、これ何人分ぐらい使えるのか伺います。

○委員長（中座敏和君） 市村消防防災課長。

○消防防災課長（市村 治君） お答えいたします。

消防ポンプ車につきましては1台でございます。

それと、ユニットトイレの便数につきましては、男性用として大便器1つと小便器1つで、女性用として大便器が1つということで便数はございますけれども、想定といたしましては通常の公衆トイレで使う人数ということで、想定人数というところまでは細かく設定はしてございません。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 災害時になると、やっぱりトイレの問題が一番大きい問題だということをニュースなんかで聞きましたけれども、やっぱりトイレに行くのを控えるために水分補給をしないとか、そういう意味で健康を害するような問題にまでなりますので、そういう意味でこのトイレの防災用ということでは本当に必要なことなのかなと思うのです。

龍ヶ崎市なんかは、トレーラーで移動できるようなそういうのを導入したということがありますけれども、このトイレは移動する際にはどんなふうな形で移動するのかわかっています。

○委員長（中座敏和君） 市村消防防災課長。

○消防防災課長（市村 治君） お答えいたします。

資料のほうに記載してございますけれども、資料の4ページを御覧いただければと思うのですが、ユニットトイレ移設時には4トン以上のユニック車による搬送が必要となりますので、ユニック車によってトイレをつり上げて、大型のトラックで移設先の避難所まで移送すると。移送して、その後設置するというような形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。では、災害時ですから、いろいろ混乱しているとは想定できると思いますけれども、4トン以上のユニック車、その手配とか、そういう手続等はどうなっているのか伺います。

○委員長（中座敏和君） 市村消防防災課長。

○消防防災課長（市村 治君） お答えいたします。

災害時応援協定等でそういった運送に係る部分といったものも協定を結んでいるところもございますので、そういった協力を得ながら災害時には移送のほうをしたいと考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） はい、どうぞ。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） すみません。そういう災害時協定を結んでいるということなのですが、そうしますと、何社ぐらいと結んでいるか、最後にお聞きいたします。

○委員長（中座敏和君） 市村消防防災課長。

○消防防災課長（市村 治君） お答えいたします。

協定の締結状況でございますけれども、すみません、今手元にはその移送に係る協定のほうとは資料ございませんけれども、仮設トイレを取り扱う業者が2件、それからユニットトイレのみを扱う事業者だと1件、コンテナトイレといったのも1件、そういった事業者と現在協定のほうを結んでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。いただいた資料の中で、どういう型式なのかというと、一番最後の8ページと書いてあるところの男女用5型47MS L、これでよろしかったでしょうか。内訳が男子と女子、一つのコンテナですけれども、内側に区分けがされる壁で、別々に入れるというような、これでよかったのでしょうか。

それと、あとこの維持管理はどかが担っていくのか。市なのか、それともどこかに、市なのか、駅なのかというか、JRさんなのかとか、市ですね。でも、そこを確実にお願いします。

あと、川島駅って狭いと思うのですが、進入路とか。これがユニック車、先ほどもお話あったと思うのですが、それがどの順路というか、ちょっと狭いので、どういうふうなその辺の安全対策とか、その基準とか満たしているのかということをお伺いします。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 市村消防防災課長。

○消防防災課長（市村 治君） お答えいたします。

まず1点目、男女用5型、資料の一番下の右下の資料、水柿委員がおっしゃる型式でございます。

2つ目の維持管理でございますけれども、もちろん市のほうで維持管理のほうをやっていくということで考えておりますが、資料にあるとおり、今後一般的な公衆トイレ、そういったもののトイレのトイレトペーパーの補充であったり、清掃、そういったものの維持管理については、今後これから検討してまいりたいと考えております。

3つ目でございますが、道路ですね、失礼しました。業者のほうに1度見ていただいて、ぎりぎり4トンのユニック車が入るということで、恐らくちょっと詳しいルートまではあれですけれども、西側の線路沿いを渡ってきて駅のほうに回り込む形を取るのかなというふうに想像しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 大丈夫です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第56号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第56号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了します。

執行部の皆様は退室をお願いいたします。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） 以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、8月4日、5日に視察研修を予定しておりますので、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。研修視察については、決まり次第、通知いたします。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時35分